

写

総 コ 推 第 2 2 3 号
令和4年（2022年）7月21日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆 

諮問第641号

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る
特定個人情報ファイルの評価書について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」といいます。）第27条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」といいます。）第7条第4項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に係る特定個人情報ファイルの評価書について意見を聴きたいので、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により諮問します。

記

1 目 的

本市では、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有しています。

今般、国は、接種記録に係る証明書交付の利便性向上に関する対応として、令和4年（2022年）7月をめぐりに、コンビニエンスストア等における自動交付の実施を予定しています。これに伴い、当該特定個人情報ファイルに規則第11条に規定する重要な変更を加えることとしました。

つきましては、規則第7条第1項の規定に基づき、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民の意見を求めるとともに、規則第7条第4項の規定により、当該評価書について、次の2つの観点から意見を求めます。

- ① 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。
- ② 規則第1条の特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書
別添のとおり。

3 関係規定の条文
別紙のとおり。

法第28条第1項

(特定個人情報保護評価)

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第38条の3及び第45条の2第1項において同じ。）の方式
- (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

規則第7条第1項及び第4項

(地方公共団体等による評価)

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第7条第4項 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	枚方市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
②事務の概要	<p>新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から、市内に在住する者に対し、予防接種の実施その他必要な措置を講じることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>【事務の概要】</p> <p>①予防接種の対象者への各種通知 ②予防接種の実施 ③予防接種歴の登録、管理 ④医療機関に対する予防接種の実施委託料の支払 ⑤健康被害救済対象者への給付 ⑥予防接種証明書の交付</p> <p>【個人番号利用事務】</p> <p>個人番号は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において利用する。</p> <p>①予防接種の実施の通知:住民基本台帳情報から抽出した予防接種の対象者に、予防接種の種類、実施場所、実施期間等を通知する。 ②予防接種対象者の登録:ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券を登録する。 ③予防接種記録の管理:ワクチン接種記録システム(VRS)及び健康管理システムに予防接種記録等を登録、管理する。 ④予防接種記録の照会・提供:ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて、他市区町村に対し転入者の接種記録の照会及び転出者の接種記録の提供を行う。 ⑤予防接種証明書の交付:予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)、健康管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 番号法別表第1の10の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 ・同法第19条第6号(委託先への提供) ・同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報照会 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>情報提供 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室
②所属長の役職名	新型コロナワクチン接種対策室課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 TEL:072-841-1294
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室 TEL:072-841-1221(代表)
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	枚方市 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

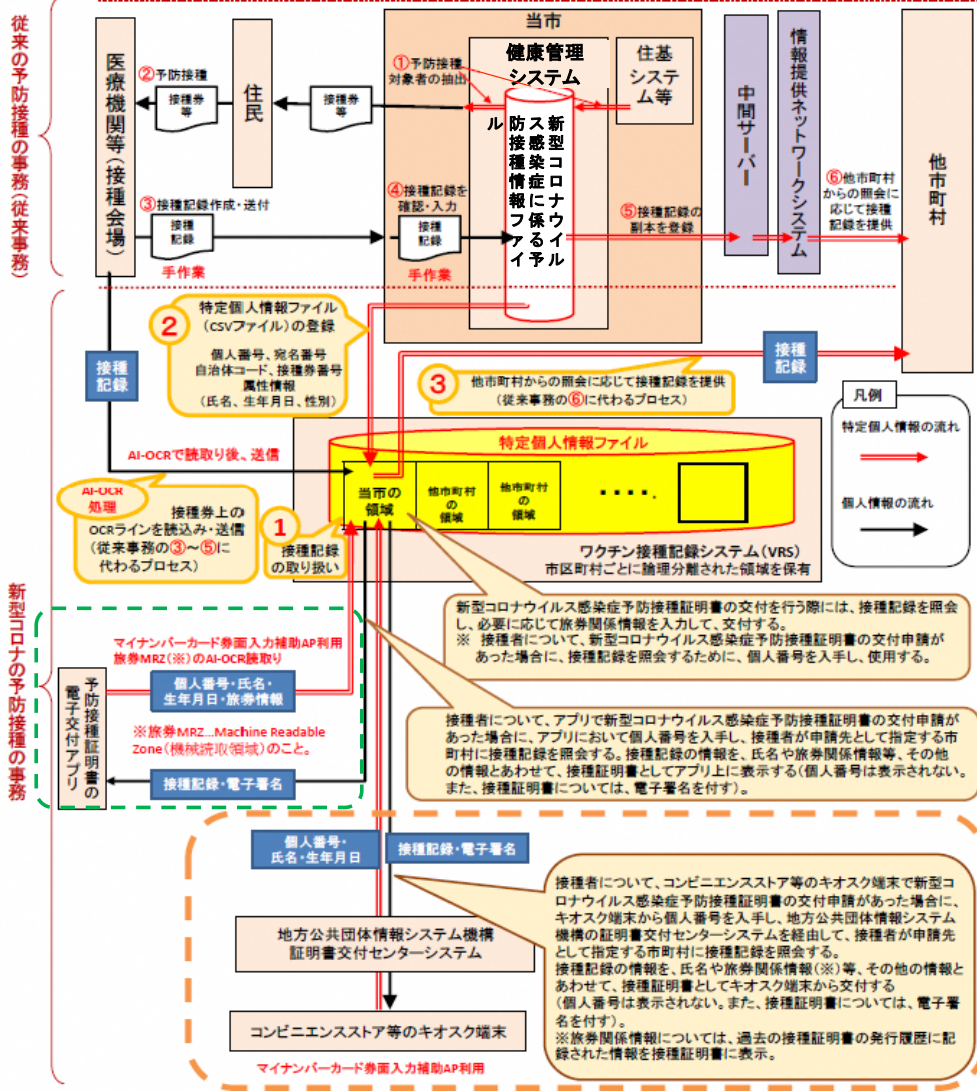
[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に接種記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に接種記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナの予防接種事務では、②→AI-OCR処理→③の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



(備考)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】

個人番号・宛名番号・自治体コード・接種券番号・属性情報(氏名、生年月日、性別)・接種状況(実施/未実施)・接種回数・接種日・ワクチンメーカー・ロット番号・ワクチン種類(※)・製品名(※)・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)・証明書ID(※)・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	枚方市に住民登録している新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業の対象となる者
その必要性	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴の管理保管等を適正に行うため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報】 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種対象者であることを正確に特定するため。 【その他識別情報(内部番号)】 ・内部事務において個人を特定するため。 【健康・医療関係情報】 ・新型コロナワクチン接種履歴を正確に管理するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年8月
⑥事務担当部署	枚方市 健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民室) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び 証明書交付センターシステム								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。 								
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項に該当しており、番号法及び予防接種関係法令により明示されている。 ・転入者について、本人から同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。 								
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象者であることの特定、予防接種履歴の管理、健康被害に対する給付の支給 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するため。 ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するため。 								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	枚方市 健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室 枚方市 市民生活部 市民室 地域サービス課・市民課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関での接種記録について、接種対象者であることを確認する。 ・健康管理システムに医療機関から提出された予診票のデータを登録し、予防接種履歴を管理する。 ・健康被害に対する給付を適切に行うため、給付受給者の所在地の確認を行う。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 								
	情報の突合 ※	予防接種実施医療機関より収集した予診票で被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を特定する。 転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、本市の接種記録と突合する。							
	情報の統計分析								



特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。

	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・健康被害に対する給付金の支給 ・転入者への接種券の発行
⑨使用開始日	令和3年8月3日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない () 件	
委託事項1	健康管理システムの運用・保守	
①委託内容	健康管理システムの運用・保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	健康管理システムを用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁内にある健康管理システムの端末を直接使用する。)	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	アトラス情報サービス(株)	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

対象となる本人の
範囲 ※

予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者

	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する事務処理全般		
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する事務処理全般	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種履歴管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。	
⑥委託先名	株式会社パソナ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <p>1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <p>1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2. 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 届出書／申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <p>1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。</p> <p>2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <p>1. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。</p> <p>2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口で特定個人情報を入力する際は個人番号カード(または免許証、パスポート等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記のとおり本人確認を必ず行うとともに、提供される特定個人情報の正確性についても申告書とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行い、正確性を確保している。 ・既存住基システム、共通基盤システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <p>情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの保管庫で保管する。職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。 <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <p>各業務システム間、各施設間を接続する回線は専用回線を利用し、接続された特定機器のみと通信をすることで、接続システム外への漏えいはない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	住民基本台帳を利用できる端末を限定した上で個人番号をアクセスできるユーザーIDを特定、システム管理者が承認した者だけが個人番号にアクセスできるよう制御している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスはマイナンバー利用事務系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・マイナンバー利用事務系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>		
その他の措置の内容	<p>・離席する場合は、システムからログオフする。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム全般の利用に係るログを取得する。 ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・職員を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修や注意喚起を行い、業務外利用の禁止等について徹底する。新たに配属になった職員には、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を別途行う。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>住民基本台帳システムや健康管理システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルを ワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	<p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等で正当なアクセス権を有する者であると識別する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	特定個人情報ファイルの利用・出力状況の記録
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。また、個人情報保護に係る誓約書を提出するように求める。 ・委託契約の報告条項に基づき、必要があれば当市職員が現地調査を行う。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報保護に関する特記仕様書」を提示する。 ①番号法等の関係法令の遵守②秘密の保持・取扱区域外への情報持ち出しの禁止③目的外利用の禁止・複製の禁止④情報の返却、消去、廃棄・従業員への特定⑤従業員への監督及び教育⑥市の検査、報告の求めへの応諾⑦漏えい等事案に係る損害の賠償⑧再委託の条件、再委託先に対する監督とその履行状況の報告⑨その他枚方市保有個人情報安全管理規程に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施⑩特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当 日常運用において、ルールが遵守されていることを定期的にチェックする。
特定個人情報の消去ルール	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。 ・ 特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。 ・ 特定個人情報ファイル中の個人番号又は一部の特定個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。 ・個人情報保護に関する特記仕様書の、提供資料の返還又は廃棄の項において、廃棄方法や、事前に書面で承認を得ること、廃棄完了後の報告、本市の立会いに応じることを定めている。 ・委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等報告させ、必要があれば当市職員が現地調査することも可能とする。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>

規定	規定の内容	特定個人情報等に係る安全管理措置のとおり
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	業務の全部又は主要部分を第三者に委託できないよう制限をかけている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、マイナンバー利用事務系端末から特定通信による操作に限り可能になるよう制御している ・マイナンバー利用事務系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> 他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管がされず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

- ・特定個人情報の提供は、限定された端末(マイナンバー利用事務系端末)だけができるように制御している。
- ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。
- ・具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市町区村へ個人番号を提供する場面に限定している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【健康管理システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置】 中間サーバーに保存される予防接種情報の副本は、健康管理システムから団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)を介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑制している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLGWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【健康管理システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置】 ・中間サーバーに保存される予防接種情報の副本については、健康管理システムから団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)を介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバの副本内容が健康管理システムの情報と同一の情報であることを担保している。 ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、誤った情報の提供を防止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを健康管理システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・マイナンバー利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	転入・転居者を把握し、随時、特定個人情報ファイルを更新する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・特定個人情報が記録された電子媒体及び書類等について、発注者が定める保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で削除又は廃棄する。
その他の措置の内容	・特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合、焼却又は溶解等の復元不可能な手段を採用する。 ・特定個人情報が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用する。また、一部の特定個人情報を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
外部記録媒体の使用は許可制としている。また、廃棄する際は物理的な破壊等により復元不可能な手段を採用する。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 ・枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準を制定し、毎年、特定個人情報保護に関する内部監査を実施している。内部監査では、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置「安全管理措置」を講じているか確認。安全管理措置が有効に講じられていない場合、監査責任者が管理責任者へ是正を求め、個人番号を含む保有個人情報の適切な管理を図っている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特記仕様書を提示し、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務づける。
3. その他のリスク対策	
・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 TEL:072-841-1294
②請求方法	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
特記事項	枚方市のホームページ上に請求先、請求方法等について掲載している。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額:保有個人情報の閲覧に係る手数料は無料だが、その写しの作成や郵送を希望する場合は、請求者の負担となる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	取扱い無し。
公表場所	無し。
⑤法令による特別の手続	無し。
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	無し。
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町二丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室 TEL:072-841-1221(代表)
②対応方法	問い合わせの受付時に受け付け票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「枚方市パブリックコメント実施要綱」に基づき、意見聴取を実施する。 実施に際しては、市公式ホームページ、各支所、各生涯学習市民センター及びコンプライアンス推進課において全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年(2022年)6月1日～令和4年(2022年)6月30日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	マイナンバーの安全性や目的外の利用について
⑤評価書への反映	原案通りとする。 【枚方市の考え方】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)では個人番号利用事務等実施者が個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされています。これを受け、本市でも枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準を制定し、マイナンバー利用事務系端末の限定された者のみへのログイン許可や、申請書類の鍵付き保管庫で保管すること等の対策により、特定個人情報の漏えいを防ぎ、安心・安全な利用を徹底しています。 また、番号法の規定に基づき、予防接種に関する事務の範囲内においてのみ特定個人情報を利用するため、個人資産や収入等、目的外の情報は把握できません。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	・番号法別表第1の10の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 ・同法第19条第5号(委託先への提供) ・同法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	・番号法別表第1の10の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の16の2、17、18の項 ・同法第19条第6号(委託先への提供) ・同法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月11日	I. 基本情報 (別添1) 事務の内容	記載なし	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の内容の説明に、接種証明書の交付に係る接種記録の照会を追記する。 ・予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付を追記する。 ・「③他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分で特定個人情報の流れに変更(個人番号による照会について)。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	略	略 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度(転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第15号) ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項に該当しており、番号法及び予防接種関係法令により明示されている。 ・転入者について、本人から同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項に該当しており、番号法及び予防接種関係法令により明示されている。 ・転入者について、本人から同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・医療機関での接種記録について、接種対象者であることを確認する。 ・健康管理システムに医療機関から提出された予診票のデータを登録し、予防接種履歴を管理する。 ・健康被害に対する給付を適切に行うため、給付受給者の所在地の確認を行う。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・医療機関での接種記録について、接種対象者であることを確認する。 ・健康管理システムに医療機関から提出された予診票のデータを登録し、予防接種履歴を管理する。 ・健康被害に対する給付を適切に行うため、給付受給者の所在地の確認を行う。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IIファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	予防接種実施医療機関より収集した予診票で被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を特定する。 転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	予防接種実施医療機関より収集した予診票で被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を特定する。 転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	VRSIによる他市町村への接種記録照会への運用の変更については、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSIによる他市町村への接種記録照会を行う必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	IIファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供	略 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年3月11日	IIファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・削除 ①保管場所	【健康管理システムにおける措置】 庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	【健康管理システムにおける措置】 庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にと当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【健康管理システムにおける措置】 1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	【健康管理システムにおける措置】 1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入力するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。 また、VRSによる他市区町村への接種記録照会の変更については、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 届出書/申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。 【庁内連携システムにおける措置】 1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 届出書/申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 【庁内連携システムにおける措置】 1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。 【庁内連携システムにおける措置】 1. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じること、意図しない不適切な方法で特定個人情報情報が送信されることを避ける。 【庁内連携システムにおける措置】 1. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報の不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード(または免許証、パスポート等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード(または免許証、パスポート等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。 【新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能】 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要がある。特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの正確性の確保の措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行い、正確性を確保している。 ・既存基システム、共通基盤システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 【庁内連携システムにおける措置】 情報移転システムが作成したデータを情報移転システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が変更されないことを担保している。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行い、正確性を確保している。 ・既存基システム、共通基盤システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 【庁内連携システムにおける措置】 情報移転システムが作成したデータを情報移転システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が変更されないことを担保している。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力された特定個人情報ファイルの正確性の確保の措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 ・申請書類は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合後は、鍵付きの保管庫で保管する。職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 【庁内連携システムにおける措置】 各業務システム間、各施設間を接続する回線は専用回線を利用し、接続された特定機器のみと通信をすることで、接続システム外への漏えいはない。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 ・申請書類は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合後は、鍵付きの保管庫で保管する。職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 【庁内連携システムにおける措置】 各業務システム間、各施設間を接続する回線は専用回線を利用し、接続された特定機器のみと通信をすることで、接続システム外への漏えいはない。	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・本市からの転出者について、本市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	VRSによる他市町村への接種記録照会の運用の変更については、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市町村への接種記録照会を行う必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係の規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係の規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更については、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	VRSによる他市区町村への接種記録照会の運用の変更については、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にVRSによる他市区町村への接種記録照会を行う必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・マイナンバー利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・マイナンバー利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	接種証明書については、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、接種事実のスマートフォンでの表示機能や電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があり、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則1号)第9条第2項の規定の適用対象にもなり得ると考えられるため。
令和4年3月11日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和4年3月11日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 ・枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準を制定し、毎年、特定個人情報保護に関する内部監査を実施している。内部監査では、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置「安全管理措置」を講じているか確認。安全管理措置が有効に講じられていない場合、監査責任者が管理責任者へ是正を求め、個人番号を含む保有個人情報の適切な管理を図っている。	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 ・枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準を制定し、毎年、特定個人情報保護に関する内部監査を実施している。内部監査では、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置「安全管理措置」を講じているか確認。安全管理措置が有効に講じられていない場合、監査責任者が管理責任者へ是正を求め、個人番号を含む保有個人情報の適切な管理を図っている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から 発出された「新型コロナウイルスワクチン接種 記録システムの利用にあたっての確認事項」に 同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、 適切に職員等の当該システムの利用を管理し、 必要な指導をする。 ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報 保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特記仕様書を提示し、 個人情報保護に関する教育を適宜実施するこ とを義務づける。	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用 を管理し、必要な指導をする。 ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報 保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、特記仕様書を提示し、 個人情報保護に関する教育を適宜実施するこ とを義務づける。	事後	個人のプライバシー等の権利 利益に影響を与え得る特定個 人情報の漏えいその他の事 態を発生させるリスクを相当 程度変動させるものではない ため、重要な変更にとらな ない。
令和4年3月11日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	・内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から 発出された「新型コロナウイルスワクチン接種 記録システムの利用にあたっての確認事項」に 同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、 第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区 町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用 し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場 合、適切な対応をとることができる体制を構築 する。	・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責 任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、 第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該シ ステムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが 生じた場合、適切な対応をとることができる体制 を構築する。	事後	個人のプライバシー等の権利 利益に影響を与え得る特定個 人情報の漏えいその他の事 態を発生させるリスクを相当 程度変動させるものではない ため、重要な変更にとらな ない。
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム		システム4 ①システムの名称 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) ②システムの機能 1. 宛名情報管理機能 統一識別番号が未登録の個人に対して統一 識別番号を付番する。宛名情報を統一識別 番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。 中間サーバ、既存業務システム等の要求に 基づき、個人番号や統一識別番号に紐付く宛 名情報を通知する。 2. 情報照会機能 中間サーバを通して他機関への情報照会 要求を行い、照会結果を通知する。 3. 情報提供機能 他機関へ提供する特定個人情報(連携対 象)を中間サーバへ連携する。 4. 符号要求機能 情報連携の際に個人の識別子として用いる 符号の取得要求を、既存住基システムや住基 ゲートウェイに送信する。 5. 権限管理機能 団体内統合宛名システムを利用する職員の 認証、職員に付与された権限に基づいた各種 機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのア クセス制御を行う。 ③他のシステムとの接続 既存住民基本台帳システム 税務システム その他(中間サーバ、既存各業務システム (健康管理システム含む))	事前	
令和4年3月11日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用する システム		システム5 ①システムの名称 中間サーバ ②システムの機能 1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子 として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定 するために利用する「統一識別番号」とを紐付 け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他 機関に対して情報提供の求めを发出するとと もに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他 機関からの情報提供の求めを受領するとと もに、他機関に対して提供する情報を发出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名シス テム、住基システムとの間で、情報照会、情報提 供、符号取得のための情報等について連携す る。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(= 情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・ 管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェ イスシステム)との間で、情報照会、情報提供、 符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報 及び照会許可照会リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証、職員	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	①実施の有無 実施しない	①実施の有無 実施する ②法令上の根拠 情報照会 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項	事前	
令和4年3月11日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	②入手方法 紙 庁内連携システム その他ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	②入手方法 紙 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事前	
令和4年3月11日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		提供先2 市区町村長 ①法令上の根拠 番号法 第19条第8号 (別表第二の項番16の2) ②提供先における用途 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ③提供する情報 予防接種法による予防接種の実施に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム	事前	
令和4年3月11日	III リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		リスク: 目的外のアクセスが行われるリスク リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第7号及び第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>リスクへの対策は十分か 十分である</p>	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>リスクへの対策は十分か 十分である</p>	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)からの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>リスク: 不正な提供が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 【健康管理システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置】 中間サーバーに保存される予防接種情報の副本は、健康管理システムから団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)を介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑制している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みが導入されている。</p>	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>リスク: 不適切な方法で提供されるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 【健康管理システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置】 中間サーバーに保存される予防接種情報の副本は、健康管理システムから団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)を介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは作成されないようにシステムで制御している。また、情報連携は、専用回線を用い、情報の暗号化を実施することで、不適切な方法による提供を抑制している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したLGWANを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>リスク、誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容 【健康管理システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置】 ・中間サーバーに保存される予防接種情報の副本については、健康管理システムから団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)を介して、中間サーバーへの情報連携されるが、情報内容の修正等を行わないことで、中間サーバーの副本内容が健康管理システムの情報と同一の情報であることを担保している。 ・中間サーバーへ情報連携する際は、個人番号、団体内統合宛名番号、宛名番号等の個人を特定する番号によりシステムで自動的に突合されることで、誤った相手への提供を防止し、予め設定された中間サーバーへの情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、誤った情報の提供を防止している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを健康管理システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p>	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別番号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等の</p>	事前	
令和4年4月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<p>・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	<p>・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度</p>	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にと当たらない。
令和4年4月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>	<p>・予防接種履歴の管理を適正に行うために、最新の住民基本台帳情報を入手する必要がある。 ・転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</p>	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にと当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用情報の突合 ※	予防接種実施医療機関より収集した予診票で被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を特定する。 転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	予防接種実施医療機関より収集した予診票で被接種者の氏名・生年月日・住所等から個人を特定する。 転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【健康管理システムにおける指図】 1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること	【健康管理システムにおける指図】 1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2. 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
令和4年4月22日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	・特定個人情報の提供は、限定された端末（マイナンバー利用事務系端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 ・具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	・特定個人情報の提供は、限定された端末（マイナンバー利用事務系端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 ・具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	1. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券番号等の登録 2. 接種記録の管理 3. 転出/死亡時等のフラグ設定 4. 他市区町村への接種記録の照会・提供 5. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施		
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム		
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項に該当しており、番号法及び予防接種関係法令により明示されている。 ・転入者について、本人から同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項に該当しており、番号法及び予防接種関係法令により明示されている。 ・転入者について、本人から同意を得て入手する。 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。		
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等		
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。		
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <p>庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。</p> <p>管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <p>庁内の入退室管理が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。</p> <p>管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。</p> <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>		
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <p>1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <p>1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2. 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること</p>	<p>【健康管理システムにおける措置】</p> <p>1. 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <p>1. 転入者本人からの個人番号の入手 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2. 他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>3. 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、被接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること</p>		
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>届出書／申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <p>1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。</p> <p>2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>届出書／申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <p>個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <p>1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。</p> <p>2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 【庁内連携システムにおける措置】 1. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 【庁内連携システムにおける措置】 1. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード(または免許証、パスポート等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード(または免許証、パスポート等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行い、正確性を確保している。 ・既存基システム、共通基システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 【庁内連携システムにおける措置】 情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が変更されないことを担保している。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】 ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行い、正確性を確保している。 ・既存基システム、共通基システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 【庁内連携システムにおける措置】 情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が変更されないことを担保している。 【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの保管庫で保管する。職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。 <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務システム間、各施設間を接続する回線は専用回線を利用し、接続された特定機器のみと通信をすることで、接続システム外への漏えいはない。 	<p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの保管庫で保管する。職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。 <p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>【証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。】</p>		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	<p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p>当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 		
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・マイナンバー利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	<p>【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・マイナンバー利用事務系端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 		

枚方市 新型コロナウイルス感染症対策に係る 予防接種事務の特定個人情報保護評価書（概要版）

1. 目的

新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種においては、特に転入転出時に個人単位の接種状況を逐次把握する必要があるため、国の新システムであるワクチン接種記録システム（以下、「VRS」と言います。）で予防接種記録の照会・管理等をしています。また、VRS では、接種記録に係る証明書の交付も行っています。

証明書の交付については、昨年末に専用アプリによるデジタル化を行ったところではありますが、国は、より一層の利便性向上に関する対応として、令和4年7月をめぐりに、コンビニエンスストア等における自動交付（以下「コンビニ交付」と言います。）の実施も予定しています。これに伴い、現行の予防接種事務にコンビニ交付に関する新たな特定個人情報の取扱いが生じるため、評価書の見直しを行い、特定個人情報保護評価を再実施します。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象人数が 30 万人を超えるため、見直し後の評価書を公表し、市民の皆様にご意見を求めるため、パブリックコメントを実施するものです。

2. 新たな特定個人情報の取扱い事務の概要

コンビニのキオスク端末（マルチコピー機）からの個人番号の取得



3. 特定個人情報ファイルの取扱いにおける主なリスク対策

・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対策

キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムと VRS 間の通信については LGWAN 回線を使用し、通信には暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をします。また、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施します。

・目的外の入手が行われるリスクへの対策

証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けます。

「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の 特定個人情報保護評価書（案）」についてのパブリックコメント（結果公表）

「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の特定個人情報保護評価書（案）」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和4年(2022年)6月1日(水)～令和4年(2022年)6月30日(木)
意見提出方法	ホームページへの入力による提出 書面による提出(市内14か所に意見回収箱を設置、FAX、郵送、電子メール)
意見提出者数	1人
公表意見数	1件

	ご意見の要旨	枚方市の考え方
1	<p>マイナンバー制度は個人情報を守る仕組みが十分でないため、安全性が疑わしい。</p> <p>また、個人資産や収入等の情報を把握されるのではないかと懸念されています。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)では個人番号利用事務等実施者が個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされています。これを受け、本市でも枚方市保有個人情報安全管理規程及び枚方市保有個人情報の安全管理に関する基準を制定し、マイナンバー利用事務系端末の限定された者のみへのログイン許可や、申請書類の鍵付き保管庫で保管すること等の対策により、特定個人情報の漏えいを防ぎ、安心・安全な利用を徹底しています。</p> <p>また、番号法の規定に基づき、予防接種に関する事務の範囲内においてのみ特定個人情報を利用するため、個人資産や収入等、目的外の情報は把握できません。</p>